

香芝市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市規則第 1 7 号

香芝市事務分掌規則の一部を改正する規則

香芝市事務分掌規則（平成 5 年規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

			「公園道路管理課			管
第 2 条中	「公園道路管理課	管理係				工
		工務係」	を	下水道課		管
						工

理係
務係
理係
務係」

に改める。

第 1 3 条衛生係の項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 専用水道及び簡易専用水道に関すること。

第 3 3 条を第 3 4 条とし、第 2 9 条から第 3 2 条までを 1 条ずつ繰り下げ、
第 2 8 条の次に次の 1 条を加える。

（下水道課の事務分掌）

第 2 9 条 下水道課の事務分掌は、次のとおりとする。

管理係

- (1) 下水道事業の財政計画及び資金計画に関すること。
- (2) 下水道事業の予算編成及び執行管理に関すること。
- (3) 下水道事業の決算の調製及び決算統計に関すること。
- (4) 下水道事業の企業債及び一時借入金に関すること。
- (5) 下水道事業の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関すること。
- (6) 下水道使用料の徴収に関すること。
- (7) 下水道使用料の収入整理に関すること。
- (8) 下水道使用料の督促、催告及び調査に関すること。
- (9) 下水道使用料の滞納処分に関すること。
- (10) 排水設備等指定工事店及び排水設備等工事責任技術者に関すること。
- (11) 排水設備等計画の確認及び検査に関すること。
- (12) 水洗化の促進に関すること。
- (13) 水洗便所改造資金の融資あっせんに関すること。
- (14) 水質検査及び水質指導に関すること。

- (15) 公共下水道供用開始の公示に関する事。
- (16) 流域下水道負担金に関する事。
- (17) 下水道施設の維持管理に関する事。
- (18) 奈良県広域水道企業団との連絡調整に関する事。

工務係

- (1) 下水道事業の基本計画に関する事。
- (2) 下水道事業の計画決定及び事業認可に関する事。
- (3) 下水道事業の設計、施工、監督及び検査に関する事。
- (4) 下水道施設の耐震化及び改築に関する事。
- (5) 下水道台帳の整備及び保管に関する事。
- (6) 下水道事業の補助金に関する事。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。